

本市所管施設の臨時休館等の取扱いなどについて

現在、本市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、令和2年5月17日までの間、広島平和記念資料館など本市所管施設の一部を臨時休館等（全面休館及び一部閉鎖をいう。以下同じ。）とするなどの措置を講じているところである。

今般、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間が令和2年5月31日まで延長され、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」（以下「県の緊急事態措置」という。）が変更されたこと、及びこれに伴い「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を改訂することを踏まえ、本市所管施設の臨時休館等の取扱いなどについては、下記のとおりとする。

記

1 本市所管施設の臨時休館等の取扱い

県の緊急事態措置において、施設の使用制限が段階的に緩和される見込みであることを踏まえ、当該緩和の対象施設に相当する本市の施設についても、適切な感染防止対策を徹底した上で開館することを検討する。

なお、県の示すレベル3の状況における本市施設の開館時期については、原則5月18日とし、臨時休館等を継続する場合の期間は、当面、令和2年5月31日までとする。

2 本市所管施設での市民等の主催イベント等の中止に伴う施設利用料の全額返還等の期間延長

新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由として、市民等が本市所管施設でのイベント等を中止した場合は、既納の施設利用料は全額返還し、未納であるときは、キャンセル料を徴収しないこととする取扱いについては、当面の間、延長する。

なお、既納の施設利用料の返還等に当たっては、各施設に係る条例・規則等に基づき適切に事務処理を行うこと。

3 庁内会議の開催に関する取扱い

庁内会議については、令和2年5月18日以降、当面、その目的に応じて、次のとおり開催の要否等を判断することとする。

ア 単なる情報提供を目的とした会議など、資料送付、電話、電子メール等の活用により、会議の目的が達成できるものは、中止する。

イ アに該当しない会議であって予定どおりの開催の必要性が薄いものは、延期する。

ウ 上記のいずれにも当たらない会議は、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人と人との距離の確保など「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」で定める感染防止対策を徹底した上で、開催する。

当該対策の徹底が困難な場合は、WEB会議や書面審議等を検討する。